

令和2年4月20日

保護者の皆様

指宿市教育委員会教育長

緊急事態宣言による臨時休業中の対応について（お願い）

日頃より、本市の教育行政に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染増加に対応する緊急事態宣言を受けて、下記のとおり市立学校を臨時休業とすることとしました。

つきましては、休業中の対応について御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 臨時休業期間

令和2年4月22日（水）～令和2年5月6日（水）

※ 休業期間が延長される場合もあります。

2 臨時登校日

令和2年4月30日（木） ※ 感染状況によっては実施できない場合もあります。

- 対象：小・中学生
- 時間：1～2時間程度（学校給食なし）
- 内容：健康状態の把握、今後の学習の仕方や休みの過ごし方等の指導

3 休業中の対応について

(1) 保健・安全管理について

- 規則正しい生活を行わせるとともに、毎日体調確認をしてください。
- 臨時休業の意義を理解させ、外出をできるだけ控えるようにさせてください。
- 火の取扱いや不審者訪問対応等について、各家庭で安全面の指導をしてください。
- 自宅でも、咳エチケットや手洗い等の感染症予防に努めさせてください。
- 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合等、お子さんや御家族の体調が気になる場合は「帰国者・接触者相談センター」(指宿保健所:0993-23-3854)に御相談ください。
なお、感染が確認された場合は、速やかに学校へお知らせください。

(2) 家庭学習について

- 学校から指導があった課題はもちろん、それ以外の学習についても自主的かつ計画的に学習に取り組むなど、家庭学習の習慣化が継続されるよう御協力ください。

(3) その他

- 少年団、部活動等は中止とします。
- 小学校の保護者は、別紙「新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業中の自習教室について」を熟読の上、対象かつ必要があれば学校へ直接お申込みください。